

兵庫県保健医療計画の改定方針

平成 21 年 8 月

兵 庫 県

1 趣 旨

兵庫県では、地域の重要課題及び改正医療法の趣旨を踏まえ、4 疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病）5 事業（救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療）の医療連携体制の構築及び在宅療養体制の充実、医療機関の医療機能の明示に重点を置いて、平成 20 年 4 月に保健医療計画の第 5 次改定を行ったところである。

計画期間は、平成 25 年 3 月までの 5 年間としているが、基準病床数については、平成 18 年 4 月の第 4 次改定で設定した全県及び 2 次保健医療圏域ごとの基準病床数を据え置いており、23 年 4 月に 5 年の改定期限を迎えるため、今回、基準病床数の見直しを行うこととする。

2 改定の視点

平成 20 年 4 月の第 5 次改定の際に据え置いた基準病床数（全県及び 2 次保健医療圏域）の見直しを行う。

(1) 見直しにかかる留意事項

ア 2 次保健医療圏域

2 次保健医療圏域は、現行の 10 圏域を基本と考えつつ、圏域間の流出入の動向等を把握し、妥当性を検証する。

イ 4 疾病の医療機能を有する病院の記載

保健医療計画には、4 疾病 5 事業の医療機能類型及び該当病院、病院別医療機能一覧を記載しているが、各病院の医療機能の変更を随時受け付け、該当箇所を定期的に更新（ホームページの更新）していることから、今回の改定では、医療機能を有する病院の記載事項の変更は行わない。

(2) 計画の構成

新たな計画書は作成せず、見直し箇所のみの方冊を作成する。

(3) 計画期間

平成 25 年 3 月までの期間とする。（現保健医療計画の期間に合わせることにし、25 年 4 月に基準病床数を含め、一斉改定を行う。）

3 医療需給調査の実施

基準病床数の見直しの基礎資料とするため、県民の受療動向と県内の医療供給体制に関する医療需給調査を実施する。

(1) 調査種別及び内容

ア 患者調査

県内医療機関を対象とした入院患者等に関する調査

（調査内容）患者の居住市町、性別、年齢、病名、病床種別等

イ 医療機関調査

県内医療機関の医療機能等の調査

（調査内容）医療従事者、医療連携、診療内容、医療機器等

(2) 調査方法

兵庫県医師会に委託して実施

4 検討体制

医療審議会保健医療計画部会において、医療需給調査の調査内容等の検討を行う。

また、各圏域については、圏域健康福祉推進協議会医療部会等において、医療需給調査の結果報告等を行う。

5 今後のスケジュール

平成21年	8月	医療審議会保健医療計画部会（改定方針、調査票案）
	10月	医療需給調査の実施
平成22年	3月	医療審議会保健医療計画部会（調査結果について） 医療審議会（改定にかかる諮問） （この間、基準病床数の検討）
平成23年	1～3月	医療審議会保健医療計画部会（基準病床数改定案） 医療審議会（答申）
	4月	告示